

新宿区単身高齢者入居者死亡保険料助成要綱

令和 2 年 4 月 9 日 2 新都住居第 15 号制定
令和 2 年 9 月 30 日 2 新都住居第 451 号改正
令和 3 年 4 月 1 日 3 新都住居第 28 号改正
令和 3 年 10 月 5 日 3 新都住居第 603 号改正
令和 5 年 3 月 31 日 4 新都住居第 1273 号改正
令和 7 年 3 月 31 日 6 新都住居第 1842 号改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、入居中の高齢者の死亡事故に対する不安により、民間賃貸住宅への入居を拒まれる高齢者の居住の安定確保のため、単身の高齢者を対象とする入居者死亡保険の保険料を負担する賃貸人等（賃貸人及び管理会社をいう。以下同じ。）又は入居者等（入居者並びに入居者に代わって入居者死亡保険の保険料を負担する親族及び支援者をいう。以下同じ。）に助成を行うことで、当該高齢者の民間賃貸住宅への入居を支援することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 60 歳以上の者をいう。
- (2) 入居者死亡保険 民間賃貸住宅に入居中の高齢者の死亡により生じる、次に掲げる損害のいずれかを補償内容として含んでいる保険又はこれに類するものをいう。
 - ア 残存家財の整理費用
 - イ 居室内修繕費用
 - ウ 空き家となったことによる逸失家賃
- (3) 民間賃貸住宅 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第 2 条第 3 項に規定する民間賃貸住宅をいう。ただし、雇用主が雇用者及びその家族に居住させる社宅・官舎等の給与住宅、学生寮、短期間居住用の賃貸住宅並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年 4 月 6 日法律第 26 号）第 5 条に規定する賃貸住宅を除く。
- (4) 登録住宅 住宅セーフティネット法第 8 条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅をいう。

(入居者死亡保険料助成を受ける資格)

第 3 条 この要綱による入居者死亡保険の保険料の助成（以下「保険料の助成」という。）を受けることができるものは、単身の高齢者を対象とする入居者死亡保険の保険料を負

担するもので、次の各号のいずれかに掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 区内の民間賃貸住宅（登録住宅を除く。）に、単身の高齢者を新たに入居させ（定期建物賃貸借契約の終了に伴い再契約をして入居させる場合を除く。）、その後引き続き居住させている当該住宅の賃貸人等又は当該入居者等
- (2) 区内の登録住宅に、単身の高齢者を新たに入居させ（定期建物賃貸借契約の終了に伴い再契約をして入居させる場合を除く。）、その後引き続き居住させている当該住宅の賃貸人等若しくは単身の高齢者を既に居住させている当該住宅の賃貸人等又は当該入居者等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、保険料の助成を受けることはできない。

- (1) 第6条第1項の規定により入居者死亡保険料助成交付申請に添付する区市町村民税都道府県民税納税証明書又は非課税証明書が証明する年度の区市町村民税を滞納しているもの
 - (2) 前項の当該入居者等で、当該入居者等への保険料の助成の期間が通算して10年に達しているもの。この場合において、入居者の親族又は支援者が保険料の助成を受けている場合にあつては、当該入居者が保険料の助成を受けているものとみなし、当該入居者に関して保険料の助成の期間を算定するものとする。
 - (3) 前項の賃貸人等が保険料の助成を受けている住宅の住戸の入居者等
 - (4) 前項の入居者等が保険料の助成を受けている住宅の住戸の賃貸人等
- (保険料の助成の金額)

第4条 保険料の助成の金額（以下「保険料の助成金」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、前条第1項の賃貸人等にあつては当該住宅の1住戸について、同項の入居者等にあつては当該入居者について、1年当たり6,000円を限度とする。

- (1) 保険期間が1年の入居者死亡保険に加入し、若しくは更新する場合 支払った保険料の額（第2条第2号に掲げる損害のいずれかを補償する保険に係る部分の保険料（以下「第2条第2号保険料」という。）に限る。ただし、第2条第2号保険料が保険会社等から示されない場合においては、保険料の15パーセントを第2条第2号保険料とみなす。以下この項において同じ。）
- (2) 保険期間が1年を超える入居者死亡保険の保険料を一時払いで支払っている場合 当該保険の保険期間の始期の日及びその日の翌日を起算日として1年を経過する日毎（保険期間内の日に限る。）に、一時払いで支払った保険料の額を保険期間の年数で除した額
- (3) 保険期間が1年を超える入居者死亡保険の保険料を年払いで支払っている場合 年払い毎に支払った保険料の額

2 前項の場合において、次の各号に該当するときの保険料の助成金は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前条に規定する保険料の助成を受ける資格の要件(以下「助成資格要件」という。)を備えることにより、入居者死亡保険の保険期間(保険料を一時払いで支払っている場合及び保険料を年払いで支払っている場合にあつては、保険期間の始期から終期までの1年毎の期間をいう。以下この項において同じ。)の途中から保険料の助成を開始するとき 前項の保険料の助成金の額に、保険料の助成を開始した日から保険期間の終期までの日数を乗じて得た額を保険期間の日数で除した額

(2) 入居者死亡保険の保険期間の途中において、入居者死亡保険の解約又は次条の保険料の助成の期間により保険料の助成を終了するとき 前項の保険料の助成金の額に、保険期間の始期から保険料の助成の期間の終了を迎える日までの日数を乗じて得た額を保険期間の日数で除した額

(保険料の助成の期間)

第5条 保険料の助成の期間は、保険料の助成を開始した日から10年間とする。ただし、第3条第1項第1号及び第2号の賃貸人等又は入居者等に対する保証料の助成の期間が連続しない場合は通算して10年間とする。

(保険料の助成の申請)

第6条 保険料の助成を受けようとするものは、入居者死亡保険料助成交付申請書(第1号様式、第1号様式の2)に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める資格要件を証する書類(既に提出しているものを除く。)を添えて区長に提出しなければならない。

(1) 第3条第1項第1号及び第2号の賃貸人等

ア 入居者の世帯全員の住民票の写し

イ 入居者死亡保険料助成交付の申請をする日に取得することができる過去1年分の賃貸人等の区市町村民税都道府県民税の納税状況が分かる区市町村民税都道府県民税納税証明書又は非課税証明書

ウ 賃貸借契約書の写し

エ 入居者死亡保険契約書の写し

オ 入居者死亡保険の保険料の領収書(保険会社等が発行したもの)又はこれに代わるものの写し

カ 登録住宅であるときは、登録住宅の登録通知書の写し

キ その他、区長が必要と認める書類

(2) 第3条第1項第1号及び第2号の入居者等

ア 入居者の世帯全員の住民票の写し

イ 入居者死亡保険料助成交付の申請をする日に取得することができる過去1年分の助成対象の入居者等の区市町村民税都道府県民税の納税状況が分かる区市町村

民税都道府県民税納税証明書又は非課税証明書

ウ 賃貸借契約書の写し

エ 入居者死亡保険契約書の写し

オ 入居者死亡保険の保険料の領収書（保険会社等が発行したもの）又はこれに代わるものの写し

カ 登録住宅であるときは、登録住宅の登録通知書の写し

キ その他、区長が必要と認める書類

- 2 前項第1号アの入居者は、第3条第1項第1号及び第2号の賃貸人等が前項の保険料の助成申請をするに際しては、入居者の世帯全員の住民票の写しを、賃貸人等を経由して区長に提出しなければならない。
- 3 第1項第1号ア及び同項第2号アの入居者は、区長に、住宅課職員が住民基本台帳システムにより住民記録情報を取得し、利用することに同意する旨の同意書（第2号様式）を提出することにより、前2項に規定する世帯全員の住民票の写しの提出を省略することができる。
- 4 第1項第1号エ及びオ並びに同項第2号エ及びオの書類については、いずれかの書類に第2条第2号に掲げる損害のいずれかを補償する保険に係る部分の保険料の額が明示されていることを要するものとする。ただし、第4条第1項第1号ただし書きに規定する場合この限りではない。
- 5 第1項及び第2項の入居者死亡保険料助成交付申請書等の提出期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。
 - (1) 第3条第1項第1号の賃貸人等が、単身の高齢者を新たに入居させるに際し入居者死亡保険に加入する（単身の高齢者を新たに入居させた日から起算して6か月を経過する日までに入居者死亡保険に加入することをいう。第7号において同じ。）とき、又は当該入居後引き続き居住させている場合において入居者死亡保険を更新するとき 入居者死亡保険の保険期間の始期の翌日を起算日として1年を経過する日
 - (2) 第3条第1項第1号の賃貸人等が、既に入居者死亡保険に加入している住宅に単身の高齢者を新たに入居させるとき 単身の高齢者を新たに入居させた日の翌日を起算日として1年を経過する日
 - (3) 前号の場合において、その後同号の入居者死亡保険を更新するとき 入居者死亡保険の保険期間の始期の翌日を起算日として1年を経過する日
 - (4) 第3条第1項第1号の入居者等が、単身の高齢者の新たな入居に際し入居者死亡保険に加入する（単身の高齢者が新たに入居した日から起算して6か月を経過する日までに入居者死亡保険に加入することをいう。第10号において同じ。）とき、又は当該入居後引き続き居住している場合において入居者死亡保険を更新するとき 入居者死亡保険の保険期間の始期の翌日を起算日として1年を経過する日
 - (5) 第3条第1項第1号の入居者等が、新たに入居するときに既に入居者死亡保険

- に加入しているとき 新たに入居した日の翌日を起算日として1年を経過する日
- (6) 前号の場合において、その後同号の入居者死亡保険を更新するとき 入居者死亡保険の保険期間の始期の翌日を起算日として1年を経過する日
- (7) 第3条第1項第2号の賃貸人等が、単身の高齢者を新たに入居させるに際し入居者死亡保険に加入するとき若しくは当該入居後引き続き居住させている場合において入居者死亡保険を更新するとき、又は単身の高齢者を既に居住させている場合において入居者死亡保険に加入するとき若しくは当該入居者死亡保険を更新するとき 入居者死亡保険の保険期間の始期の翌日を起算日として1年を経過する日
- (8) 第3条第1項第2号の賃貸人等が、既に入居者死亡保険に加入している住宅に単身の高齢者を新たに入居させるとき 単身の高齢者を新たに入居させた日の翌日を起算日として1年を経過する日
- (9) 前号の場合において、同号の入居者死亡保険を更新するとき 入居者死亡保険の保険期間の始期の翌日を起算日として1年を経過する日
- (10) 第3条第1項第2号の入居者等が、単身の高齢者の新たな入居に際し入居者死亡保険に加入するとき若しくは当該入居後引き続き居住している場合において入居者死亡保険を更新するとき、又は既に入居している場合において入居者死亡保険に加入するとき若しくは当該入居者死亡保険を更新するとき 入居者死亡保険の保険期間の始期の翌日を起算日として1年を経過する日
- (11) 新たに入居する第3条第1項第2号の入居者等が、既に入居者死亡保険に加入しているとき 新たに入居した日の翌日を起算日として1年を経過する日
- (12) 前号の場合において、同号の入居者死亡保険を更新するとき 入居者死亡保険の保険期間の始期の翌日を起算日として1年を経過する日
- (13) 登録住宅に登録されたことにより助成資格要件を備えたとき 助成資格要件を備えた日の翌日を起算日として1年を経過する日
- (14) 入居者死亡保険の保険料の支払が一時払いであるときの2回目以降の申請 当該保険の保険期間の始期の翌日を起算日として1年を経過する日毎（保険期間内の日に限る。）の翌日を起算日として1年を経過する日
- (15) 入居者死亡保険の保険料の支払が年払いであるときの2回目以降の申請 年払いの保険料に係る保険の期間の始期の翌日を起算日として1年を経過する日
(保険料の助成金の交付決定)

第7条 区長は、前条第1項の保険料の助成の交付申請を受けたときは、申請の内容を審査し、保険料の助成金を交付すべきものと認めるときは助成金の交付を決定し、入居者死亡保険料助成金交付決定通知書（第3号様式）により、保険料の助成金を交付すべきでないものと認めるときは助成金の不交付を決定し、入居者死亡保険料助成金不交付決定通知書（第4号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定に当たっては、区長は必要な条件を付することができる。

(保険料の助成金の請求)

第 8 条 前条に基づき保険料の助成金の交付決定を受けたもの（以下「助成決定者」という。）は、入居者死亡保険料助成金請求書（第 5 号様式）により、区長に保険料の助成金を請求しなければならない。

2 区長は、前項の請求を受けたときは、速やかに審査し、適当と認めるときは助成決定者に助成金を交付する。

(保険料の助成金の交付決定の取消し及び返還)

第 9 条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、保険料の助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成資格要件を欠いたとき

(2) 偽りその他不正の手段により保険料の助成金の交付を受けたとき

(3) この要綱又はこれに基づく区長の指示に従わないとき

(4) 前各号に掲げるもののほか、相当の理由があると区長が認めるとき

2 区長は、前項の規定に基づき保険料の助成金の交付決定を取り消したときは、入居者死亡保険料助成金交付決定取消通知書（第 6 号様式）により助成決定者に通知するものとする。

3 区長は、第 1 項の規定に基づき保険料の助成金の交付決定を取り消したときは、助成決定者から保険料の助成金を返還させることができる。

4 区長は、前項の規定に基づき保険料の助成金の返還を求めるときは入居者死亡保険料助成金返還請求書（第 7 号様式）により助成決定者に通知するものとする。

(保険料の助成金の申請の受付)

第 10 条 区長は、予算の範囲内で保険料の助成金の交付の申請を受け付け、保険料の助成金を交付するものとする。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 5 月 15 日から施行する。

2 この要綱の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後に保険料の助成を受ける資格を備えるものについて適用し、同日前に保険料の助成を受ける資格を備えたものについては、適用しない。

3 第 6 条第 5 項の規定により入居者死亡保険の保険料の助成金の交付申請をする期限が令和 2 年 7 月 30 日までとなるものの交付申請をする期限については、令和 2 年 7 月 31 日とする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。